



発行 東京都

目次

告示

○特定計量器定期検査の実施

……（生活文化局計量検定所検査課）……

○市街地再開発組合の定款の変更認可

……（都市整備局市街地整備部民間開発課）……

○建築基準法による道路位置の指定の変更

……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）

……（環境局環境改善部化学物質対策課）……

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

……（産業労働局商工部地域産業振興課）……

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）

……（同）……

正誤

○平成二十三年六月一日付東京都告示第九百三十二号

告示

○東京都告示第十二百二二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 検査地域 港区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びひょうを含む。）（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを使用する事業所を除く。）

三 検査期日

平成二十三年九月九日から同年十月十四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

○東京都告示第十二百三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十三年八月九日

東京都知事 石原 慎太郎

一 組合の名称

京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年三月八日から平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

大田区蒲田四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

大田区蒲田四丁目五番九号

五 変更の内容

平成二十三年三月八日

事務所の所在地を大田区蒲田四丁目十六番二号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十三年八月九日

○東京都告示第十二百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

●東京都告示第十二百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年八月九日

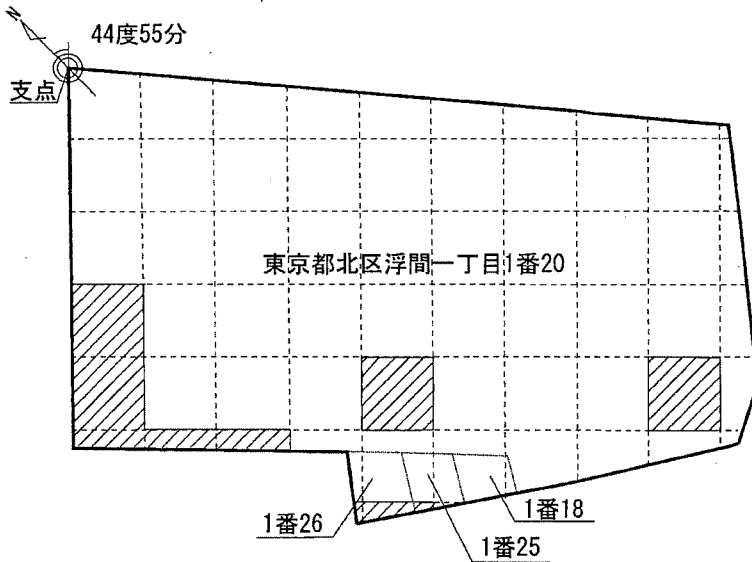
東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



【支点】
支点は、北区浮間一丁目1番20の最北端とする。

【格子の回転角度】 44度55分
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらに平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転した角度を示す。

凡例

- 単位区画境界線
- 筆界
- ▨ 形質変更時要届出区域



発行 東京都

目次

規 則

○東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（福祉保健局健康安全全部業務課…）

告 示

- 宅地建物取引業法による行政処分…
○公共測量の実施…
○建築基準法による道路位置の指定の取消し…
○建築基準法による道路位置の指定…
○建築基準法による道路位置の指定の変更…
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…
○特定非営利活動法人の設立の認証申請…
○特定非営利活動法人の仮認定…

規 則

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年二月十四日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都規則第二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則（平成十七年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
第三条中「次に掲げる」の下に「用途に供するため」に知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持し、若しくは広告する」を加え、同条各号を次のように改める。

- 一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途
イ 国の機関
ロ 地方公共団体及びその機関
ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学

法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ホ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設又は獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設

二 学術研究又は試験検査の用途（前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

三 条例第十五条第一項に規定する試験の用途

四 犯罪鑑識の用途

五 疾病の治療の用途（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）

六 工業用の用途

七 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

附 則

この規則は、平成二十五年二月十五日から施行する。

告 示

●東京都告示第百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第

●東京都告示第百四十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千二百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十四日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

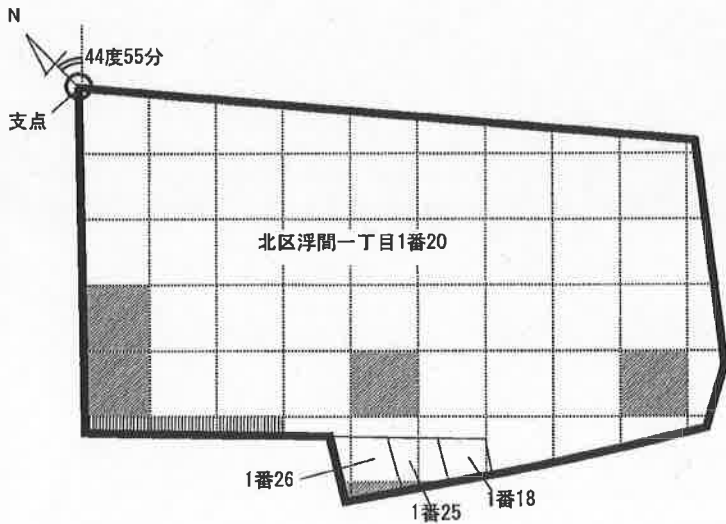
一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区浮間一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<支点>
支点は、北区浮間一丁目1番20の最北端とする。
<格子の回転角度> 44度55分
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 単位区画境界線
 —— 筆境界線
 —— 調査対象地
 ■■■■ 指定を解除する区域
 ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域